

大阪大学サイクリング部OB会関東支部規約

2023年2月19日発効

[第1章] 名称

[第1条] 本支部は、大阪大学サイクリング部OB会関東支部と称す。

[第2章] 目的

[第2条] 本支部は、支部会員の親睦及び交流をはかり、必要に応じて大阪大学体育会サイクリング部の活動を援助する事を目的とする。

[第3章] 支部会員

[第3条] 本支部会員は、大阪大学サイクリング部OB会(以下OB会と表す)会員で、関東地方に在住する会員もしくは関東地方での活動に参加できる会員を支部会員として組織する。

[第4章] 支部実務者

[第4条] 支部に次の実務者をおく。

支部長 1 名、副支部長 1 名、事務局長 1 名、支部会計部長 1 名、支部顧問若干名、関西地区部長 1 名、関西地区副部長若干名、その他部長・副部長若干名。

[第5条] 支部長は、本支部を代表し会務を総理する。

[第6条] 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のある時はその代理をする。

[第7条] 事務局長は、会務を整理するとともに、OB会との連絡を行う。

[第8条] 部長は、本支部運営の企画・実行を行う。関西地区部長は、関西在住の者とし、OB会との連絡を事務局長と協力して行う。支部顧問は、本支部運営及び開催行事の助言、忠告を行う。

[第9条] 支部の活動状況は、支部総会、OB会会誌、OB会幹事会、OB会総会、支部ホームページ等で報告する。

[第10条] 支部実務者の任期は原則として次回定期総会までとする。ただし重任は妨げない。

[第5章] 支部総会

[第11条] 支部総会は、本支部の最高議決機関である。

[第12条] 支部定期総会は、原則として1年に1回開催し、支部の状況を報告し、活動の決定、支部実務者の選出その他本支部の重要事項を議決する。

[第13条] 支部臨時総会は、支部会員の総数の10分の1以上の要求があったとき、又は、支部実務者会が必要と認めた時に開催できる。

[第14条] 支部総会の決議は、実出席支部会員の過半数の賛成が必要である。

[第6章] 支部実務者会

[第15条] 支部実務者会は、支部実務者によって構成され本支部を運営する。

[第7章] 会計

[第16条] 本支部の会計は、支部実務者会に諮り支部会計部長が管理する。

[第17条] 本支部の会計年度は毎年 4月1日に始まり3月31日に終わる。

[第18条] 本支部は、支部会員からの寄付金により運営する。

[第19条] 本支部は、支部総会及びOB会の同意を経て、支部会員から会費を集めることができる。

[第8章] 部

[第20条] 本支部には部を設けることができる。

[第9章] 規約の変更

[第21条] 本支部の規約は、支部総会の議決を経て変更する事ができ、採択されると同時に発効する。